



福岡医発第1250号（地）

平成21年10月 6日

各 医 師 会 長 殿

福岡県医師会

会長 横倉 義 武

（ 公 印 省 略 ）

出産育児一時金等の直接支払制度の実施について（例外措置）

貴職ますますご盛栄のこととお慶び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、本年10月1日より平成23年3月31日まで緊急の少子化対策として実施されます、出産育児一時金支給額の4万円引き上げ及び「出産育児一時金等の医療機関等への直接支払制度」につきまして、別添のとおり例外措置が設けられた旨、日本医師会より通知が参りましたのでご連絡申し上げます。

本例外措置については、直接支払制度の導入当初においては、支払までに1～2か月を要することから、当面の準備（資金面等）が整わないなど、対応に困難な医療機関等については、例外的に、今期に限り、本制度の適用が猶予されるものであります。例外措置を受ける医療機関等におきましては、別添の日本医師会通知にあげられている措置（3項目）を講ずる必要があります。

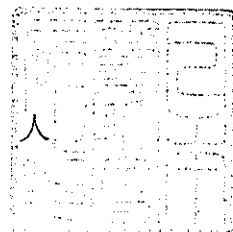
つきましては、貴会におかれましても本件につきご了知頂くとともに貴会対象医療機関への周知方についてご高配賜りますようお願い申し上げます。

小郡三井医師会より

母子保健担当理事 松行眞門
医療保険担当理事 毛利康茂
医療保険副担当理事 島田昇二郎
会長 丸山 泉

都道府県医師会長 殿

日本医師会長
唐澤祥人



出産育児一時金等の直接支払制度の実施について(例外措置)

緊急の少子化対策として、出産に係る被保険者等の経済的負担を軽減し、安心して出産できるようにするため、健康保険法施行令等において所要の改正を行い、平成21年10月1日から平成23年3月31日までの出産に対して、出産育児一時金等の支給額を4万円引き上げるとともに、被保険者等が医療機関等の分娩施設の窓口で出産費用をできるだけ現金で支払わなくても済むようにすることを目的に、「出産育児一時金等の医療機関等への直接支払制度」が実施されますことは、すでにご案内のとおりであります。

しかし、直接支払制度の導入当初においては、病院、診療所及び助産所(医療機関等)からの代理申請・受取請求に対し、支払までに1～2か月を要することから、当面の準備(資金面等)が整わないなど、直接支払制度の実施が直ちには困難な医療機関等については、例外的に、今年度に限り、準備が整うまでの間、直接支払制度の適用が猶予される旨、厚生労働省保険局長より通知されましたのでご連絡申し上げます。

なお、当該例外措置を受ける医療機関等におきましては、

- ① 直接支払制度に対応していない旨、速やかに窓口に掲示すること。
 - ② 直接支払制度の利用を希望する妊婦等(被保険者等及びその扶養者)に対し、直接支払制度に対応していない旨を説明し、書面により合意を得る(実施要綱に規定する「直接支払制度を利用しない旨の合意文書」を交わす)こと。
 - ③ 出産費用をあらかじめ用意できない等により、あくまで直接支払制度の利用を希望する妊婦等については、これに応じるように努めること。また、困難な場合には、医療保険者による出産費用の貸付制度や、都道府県社会福祉協議会による生活福祉資金貸付制度等の方策の説明を行うなど、妊婦等の経済的負担が軽減されるよう配慮に努めること。
- 等の措置を講ずることにより、直接支払制度の適用が猶予されることとなります。

特に、直接支払制度への対応が困難な医療機関等につきましては、直接支払制度に対応していない旨を速やかに窓口に掲示いただきますよう、貴会会員への周知方ご高配賜りますようお願い申し上げます。

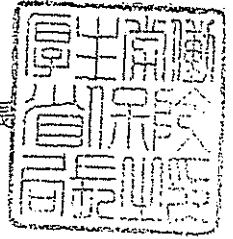
<添付資料>

出産育児一時金等の医療機関等への直接支払制度実施に当たっての当面の取扱いについて
(平21.9.29 保発0929第5号 厚生労働省保険局長)



日本医師会長 殿

厚生労働省保険局長



出産育児一時金等の医療機関等への直接支払制度実施
に当たっての当面の取扱いについて

「出産育児一時金等の医療機関等への直接支払制度の取扱いについて」（平成21年5月29日保発第0529009号）別添「出産育児一時金等の医療機関等への直接支払制度」実施要綱（以下「実施要綱」という。）に基づく、出産育児一時金等の医療機関等への直接支払制度（以下「直接支払制度」という。）の実施に当たっては、当面の間、以下のとおりの取扱いとするので、貴管下会員等に対し周知方よろしくお取り計らい願いたい。

記

第1 趣旨

直接支払制度については、被保険者等が医療機関等の窓口において出産費用を支払う経済的負担の軽減を図ることを目的としており、これまで政府広報や保険者による広報等を行ってきたことから、原則として本年10月1日から予定どおり実施することとしているところである。

一方で、制度の導入により、医療機関等からの支給申請から支払までに約1～2ヶ月かかることから、当面の準備がどうしても整わないなど、直接支払制度に対応することが直ちには困難な医療機関等については、例外的に、第2に掲げる措置を講じた上で、今年度に限り、準備が整うまでの間、直接支払制度の適用を猶予することとする。

第2 医療機関等における措置

- ① 直接支払制度に対応していない旨、速やかに窓口に掲示すること。
- ② ①の措置を講じた上で、直接支払制度の利用を希望する妊婦等に対し、直接支払制度に対応していない旨を説明し、書面により合意を得ること（実施要綱第2の4（3）に規定する直接支払制度を利用しない旨の合意文書を交わすこと。）。
- ③ 出産費用をあらかじめ用意できない等により、あくまで直接支払制度の利用を希望する妊婦等については、これに応じるよう努めること。また、困難な場合には、医療保険者による出産費用の貸付制度や、都道府県社会福祉協議会による生活福祉資金貸付制度等の方策の説明を行うなど、妊婦等の経済的負担が軽減されるよう、配慮に努めること。

第3 出産のための資金の貸付けについて

医療保険者においては、猶予期間中における妊婦等の経済的負担の軽減を図るため、出産費用の貸付制度を現在実施している、又は廃止を予定している場合においては、引き続きその実施に特段の御配慮をいただきたいこと。また、当該貸付制度や、生活福祉資金貸付制度等について、被保険者等への周知に特段の御配慮をいただきたいこと。